

2020年度

登録橋梁基幹技能者
認定講習案内・申込要領
(追加認定講習)

新たに『登録橋梁基幹技能者』の
取得をめざす方へのご案内

今年度の「認定講習」は、新型コロナウイルス感染拡大
の状況によっては、中止、延期とする場合があります。
最新情報は、ホームページをご確認下さい。



〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6-11

TEL 03-3507-5225 FAX 03-3507-5235 URL <http://www.jasbc.or.jp/>

● 講習申し込みから合格発表までの流れ

追加認定講習の案内

一般社団法人 日本橋梁建設協会
住 所 〒 105-0003 東京都港区西新橋1-6-11
TEL 03-3507-5225 FAX 03-3507-5235
URL <http://www.jasbc.or.jp/>

「登録橋梁基幹技能者講習のご案内」より申込願います。
⇒ (一社) 日本橋梁建設協会ホームページ
(<http://www.jasbc.or.jp/>)から「一次申込」受講可の返信
受領後、ダウンロードして、二次申込(書類郵送)出来ます。

ネットより『一次申込』にて
申込、講習事務局より
メール返信にて受講可否
回答

一次申込受付

受付期間: 2020年10月2日 ~ 10月15日

注) HPの入力フォームは、10/2 AM 0:00:00 より表示され
~ 10/15 PM 11:59:59 で終了です。



『二次申込』
『認定講習申込書』の送付
受講手数料 35,000円/人
郵便局受付日付印
(10/15) 当日まで有効

事務局より「受講可」の連絡受領後、『認定講習申込書』(別紙1・
別紙2他)の書類作成～郵送願います。(申込期間厳守願います)

開催会場	『二次申込』書類受付開始	書類締め切り日
横浜	2020年10月2日(金)	10月15日(木)

注) 締切日(当日消印有効)より後に届いた受講申込書は受理
出来ません。(受講手数料・申込書類等を返送いたします。)

事務局より『受講票』送付

『認定講習申込書』の記載内容確認後、講習初日の
1ヶ月前頃に発送予定

受講票等に関する
問い合わせ

各会場講習初日の 1ヶ月前頃 ~ 1週間前まで

認定講習会

第 4 回(横浜)
2020年12月15日(火) ~ 12月18日(金)

認定講習の試験

各講習会場の最終日講習終了後実施

事務局より可否通知

試験終了2~3週間程度経過後に発送予定

『登録橋梁基幹技能者講習修了証』
を事務局より送付
(『修了証』の有効期限は、認定試験
実施月の翌月1日より5年間とする)

講習終了翌月中旬頃に発送予定
(合格通知と一緒に)

令和3年度 認定講習は7月から翌年2月の期間内での開催を予定(会場および日程・回数は未定)。

1. 講習会の実施

(1) 実施期間

下記にて開催します。

講習会場: 第4回目 横浜 2020/12/15 (火) ～ 12/18 (金)

講習時間: 4 日間共 (午前 9:00 ～ 午後 5:00)

(2) 受講資格

認定講習を受けることができる者は、橋梁架設工事等の業務について、下記の**4要件を全て満たす者**でなければならない。

イ) 鋼橋架設工事の実務経験10年以上(通算して120ヶ月以上)

ロ) 下記の教育・講習を修了していること。

i) 鋼橋架設等作業主任者技能講習

ii) 足場の組立等の作業主任者技能講習

iii) 玉掛技能講習

ハ) 職長として3年以上の実務経験を有していること(通算して36ヶ月以上)

iv) 労働安全衛生法第60条による建設業としての職長教育(施行令第19条あるいは施行規則第40条)を修了し、受講申込日まで、3年以上の職長経験を有している者。「職長教育修了証」や「職長・安全衛生責任者教育修了証」が必要。

ニ) 年齢が28歳以上であること。(講習初日時点)

(3) 申込受付期間および募集定員数

受付期間:

① **『一次申込』** 10/2(金) AM 0:00:00 ～ 10/15(木)PM 11:59:59

当協会ホームページ『登録橋梁基幹技能者講習募集案内』の一次申込フォームより、**ネットでの申込**をお願いします。(ネット以外での申込は受理できません)

”一次申込フォーム”は、受付期間前には表示されませんので、ご注意願います。

「予約数」: 受講予定者人数をリストから選択(1社 最大4名) ⇒ 予約へ進む

⇒ お申込み情報の各欄に記入例を参考に入力 ⇒ 確認へ進む

⇒ 予約内容を確認(修正がある場合、“戻る”をクリックして訂正し、再度、予約内容を確認) ⇒ この内容で申し込む をクリックすれば、一次申込終了。

注1. 複数回申込された場合、最新の申込のみ有効です。(1回目 3名、2回目 2名で入力された場合、2名のみ受講可となりますので、ご注意願います)

注2. 予約完了回答(事務局よりの返信メール)受領後の人数変更は不可です。

② **『二次申込』** 予約完了メールを受け取った申込者は、返信メールに記載されたデータダウンロード用URLをクリックし、マイページに掲載の「記入例」を参考に「入力フォーマット」または「手書きフォーマット」を利用し、二次申込書類”(別紙1)(別紙2)および各種の修了証の写し貼付”を作成し、申込期限(10/15)までに、“受講手数料の振込”と、“申込書類”の郵送をお願いします。
※手書き記入の場合、黒ボールペン(消えるボールペン不可)にて記入願います。

募集定員: 20 名 (『一次申込』)

定員になり次第、受付締切りとなりますので「残数」確認のうえ、申込願います。

【 ご注意 】

『一次申込』だけでは受講できません。『二次申込』(書類の送付)が必要です。

※『一次申込』で受講可の回答を受領され、その後都合により辞退される場合「認定講習 受講票」発送前であれば、“受講辞退”の連絡をメールまたはFAXにて連絡願います。

(振込手数料を除き、受講手数料および申込書類等を返却いたします)

(4) 講義内容

科 目	内 容	講義時間
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹的な役割及び当該役割を担うために必要な技能に関する事項	建設技術者の労働環境
		基幹技能者の在り方
		実際に役立つ話し方・OJT教育
		鋼橋の新しい現場施工に関する事項
基幹技能関係法規に関する科目	労働安全衛生法その他関係法令に関する事項	1時間
建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他の技術上の管理に関する科目	施工管理、事務管理に関する事項	4時間
	資材管理に関する事項	1時間
	原価管理に関する事項	1時間
	品質管理に関する事項	4時間
	安全管理に関する事項	6時間
	工程管理に関する事項	5時間30分

※ 上記講義内容・時間を踏まえた講義内容とします。

(5) 教材 **(講習時に配布:事前配布はしません)**

「基幹技能者共通テキスト」 監修: 登録基幹技能者制度推進協議会
編集・発行: 一般財団法人 建設業振興基金

「共通項目の補助テキスト」

「橋梁基幹技能者講習テキスト」 一般社団法人 日本橋梁建設協会 発行

(6) 講習会に持参するもの

- ・ **「受講票」及び筆記用具**(黒鉛筆・ラインマーカー・消しゴム等)
講習最終日の認定試験には、必ず「黒鉛筆」と「消しゴム」をご用意願います。
(試験会場には用意しておりません)
- ・ **講習時は必ず「マスク」着用の事。**

(7) 実施場所

第4回目 横浜会場 2020年12月15日(火) ～ 12月18日(金)
(日建学院 横浜校)

横浜校

直営校

お問合せ TEL 045-440-1250 Mail yokohama@br.ksknet.co.jp
FAX 045-440-1251

アクセス ■横浜駅北東口 徒歩 5分

所在地 〒 221-0056
神奈川県横浜市 神奈川区 金港町2-6 横浜プラザビル4F



2. 認定講習の試験実施

(1) 試験

認定講習最終日(4日目)の講義終了後、引き続き試験を行います。

15:00～16:30(90分)

なお、試験開始後60分過ぎから試験終了10分前までについては退席可能です。

(試験内容)

- ・ 四者択一式
- ・ 問題数 50 問
- ・ テキストの持ち込みは禁止、受講票を机の上に置き、黒鉛筆と消しゴムを用意願います

(2) 合否通知

試験結果の合否は郵送にて通知します。また、ホームページにて、合格者の受講番号を公表します。**(正答率6割以上が合格)**

- ・ 合格者には後日、「登録橋梁基幹技能者講習修了証」(以下、「講習修了証」という)を交付します。
- ・ 平成30年度より、登録基幹技能者講習修了者に対する建設業法の主任技術者要件の認定により、**該当する建設業の種類の工事の主任技術者として認められることが「講習修了証」に記載**されます。

(3) 講義免除許可書の交付

- ・ 認定講習を受講したが、試験に不合格となった者に対しては、次回以降の認定講習「講義免除許可書」を交付します。
- ・ 「講義免除許可書」による再受験は、翌々年度までかつ2回までとします。

3. 講習会の申込方法（詳細）

キャンセルが出た場合、追加募集する可能性があります、事前の予告等は出来ません。

- (1) 『一次申込』 当協会ホームページ『登録橋梁基幹技能者講習募集案内』⇒
認定講習案内・申込要領の一次申込受付フォーム:「予約数」のリストから受講者数を選択
(最大 1社4名) ⇒ 予約へ進む ⇒ お申込み情報の各欄に記入例を参考に入力
⇒ 確認へ進む ⇒ 予約内容を確認(修正がある場合 “戻る” をクリックして訂正して、
再度、予約内容を確認) ⇒ この内容で申し込む をクリックすれば、一次申込終了。
ネット申込完了後、受講申込代表者へ受講可否メールを返信しますので、メール確認願います。
- 注1. 認定講習受講希望される方は、**必ずネットにての『一次申込』**をお願いします。
ネット以外での申込は受理できませんので、ご注意願います。
- 注2. **申込人数は、“最大 1社4名”**です。複数回に分けて申込された場合、最新の申込のみ
有効となります。(入力1回目:4名、入力2回目:2名 ⇒ 受講希望 6名申込の場合でも
講習事務局側の受付人数は、2名となります。**入力は1回で最大4名以下**として下さい)
- 注3. 予約完了(受講可)回答受領後、下記の期間内で**“申込書類”及び“受講手数料振込”**
をお願いします。 **期間: 10/2~10/15**
- 注4. 予約完了回答(講習事務局からの返信メール)受領後の受講者人数変更は不可です。

- (2) 予約完了メールを受け取った申込者は返信メールに記載されたURLよりデータダウンロード
し、マイページ「記入例」を参考に「入力フォーマット」または「手書きフォーマット」を利用し
二次申込書類(別紙1)(別紙2)及び各種修了証写し貼付”を作成、上記 注3. の期間内に郵送の事。
- ① 認定講習申込書(別紙1): 記入例を参考に所定欄に記載、捺印、写真欄に顔写真貼付

6. 建設業の種類: **所属する会社の建設業許可業種**とし、「鋼構造物工事業」または
「とび・土工工事業」の何れか**1種類のみ、番号に○印記載**。(複数選択は不可)
7. 会社所在地: 基幹技能者担当の方の**メールアドレス記載は必須**です。
8. 受講票・修了証送付先: **住所は「修了証」**等を送付する際に使用するため
確実に受け取り可能な宛先に○印願います。
9. 保有資格: 記載されている4種類の「資格修了証」の資格番号等を該当する
欄に記入し、それに係る証明書類の写しを別紙に貼付け。
10. 経験年数: 「実務経験証明書」(別紙2)の合計年数と職長経験年数を記載。
11. 振込領収書添付欄: 振込領収書(**受講者人数分一括振込**)写しを貼付け
受講者が複数の場合、受講者代表の申込書の貼付欄外右に人数分の氏名を
記載の事。(「**育成助成金申請**」の場合は、必ず**会社名で振込**願います)
- ※ 顔写真(縦3.0cm×横2.4cm) 3枚(**カラー写真のみ、モノクロ写真は不可**)
a) 申請書欄に1枚貼付、残り2枚はビニール袋等に入れ保護しクリップ留め。
b) 上半身無帽、無背景(背景色は白色より青色が良)申請6ヶ月以内に撮影
のもので、写真裏に所属会社及び氏名を記載。
- ※ パソコンプリンターで印刷する場合、**高画質で写真用印画紙(光沢紙)**に印刷。
(写真の普通紙コピー貼付けは、不可です)

- ② 実務経験証明書(別紙2): 10年以上の鋼橋実務経験者(そのうち、3年以上の「職長」
経験者)の証明は、現在勤務している会社から「実務経験証明書(別紙2)」によって
実務経験10年以上(通算120ヶ月以上)と職長経験3年以上(36ヶ月以上)を証明
してください。記入欄不足の場合はコピーして使用の事。
職長経験の証明として(別紙2)と共に下記の書類を提出のこと。
- ・ 労働安全衛生法第60条による「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」
修了証写しを別紙に添付。

所属する会社の建設業許可業種で、「鋼構造物工事業」または「とび・土工
工事業」の何れか**1種類のみを選択**し建設業の種類欄の数値を○印願います。
「職長教育修了証」取得後、申込書作成時点で3年未満は受講不可です。

- ③ 受講資格証明書: ①の9. の記述のとおり、写しを別紙に貼付願います。
- ④ 返信用封筒: 「受講票」及び「修了証」返送用として、**「レターバックライト」**を各1枚
合計2枚、お届け先欄に受取者の必要事項を記載し申込書と一緒に
送付願います。
(複数申込者で返送先が同じ場合は、各1部、合計2枚のみで可)
- ※ **“ご依頼主様保管用シール”は絶対に剥がさないこと。**

(3) 申込方法

A4サイズ以上の封筒(申込書は折らないこと)に入れ、必ず配達記録が残る方法(簡易書留やレターパック・宅配便など)で複数人数の場合でも纏めて送付の事。
なお、返信用レターパックは封筒に入るサイズに一部を折り曲げ、同封可。
受講申込封筒の表面には「登録橋梁基幹技能者講習申込書 在中」と明記のこと。

※「講習申込書」は必ず一式控えを取り、原本を送付願います。

後日、「助成金支給申請」の際、提出先より要求される場合があります。

(送付先) 〒 105-0003

東京都港区西新橋1-6-11

一般社団法人 日本橋梁建設協会

TEL 03-3507-5225

FAX 03-5225-5235

注) 申込書提出により、「認定講習ご案内」に記載のプライバシーポリシーに同意頂いたものとします。

(4) 講習申込書(別紙1・別紙2・他)受付期間(申込期限厳守)

開催会場	申込書類受付開始	書類最終到着日
横浜会場	2020年10月2日(金)	10月15日(木)

注) 申込書類は、上記日付以後は、受理しませんので、締切日を厳守願います。

(すでに受講手数料を振込された場合には、振込手数料を除き、返金致します)

(5) 受講手数料

受講手数料 35,000 円/人(税込)

複数人数の場合、纏めて一括振込願います。

※ 受講手数料には教材費を含む(受講者の飲食費、交通費、宿泊費は含まない)

※ 振込手数料は受講者のご負担願います。

(建設事業主等に対する助成金を申請される場合、必ず「会社名」にて振込)

※ 受講手数料の返還について

原則として、受講手数料振込後の受講辞退につきましては、下記に掲げる場合を除き、手数料の返還には応じられませんので、予め、ご了承下さい。

イ) 受講資格の条件が満たされずに欠格となる場合

ロ) 協会の責に帰すべき事由によって受講できなかった場合

上記の場合、返還理由を通知し、振込手数料を差し引いた額を受講者の指定する講座にお振込みいたします。

(6) 振込先

- ・ 振込銀行 みずほ銀行 銀座中央支店
- ・ 預金種別 普通預金
- ・ 口座番号 1133294
- ・ 口座名義 登録橋梁基幹技能者講習 (トウロクキョウリョウキカンギノウシヤコウシュウ)

(7) 受講票の送付

受講される方には、受講資格および受講手数料入金確認後、「受講票」と「受講時の注意事項等」を送付いたします。

受講者は講習初日に「受講票」を会場受付に提示し、確認を受けて下さい。

「受講票」は最終日の試験終了後に回収します。

受講票が開催初日の1ヶ月前になっても到着しない場合や、紛失した場合、または破損している場合は、(一社)日本橋梁建設協会に電話等で照会してください。

受講票が到着したときは、直ちに記載内容を確認し次の事項に該当する方は下記のとおり対応して下さい。

- ① 記載事項に誤りがある場合には必ず「赤」で訂正して下さい。(受講初日に訂正した原本を持参願います)
- ② 改姓、改名した場合は、後日、変更を証明できる公的書類(戸籍抄本等)を提出していただく事があります。
- ③ 生年月日を訂正した場合は、後日、確認のため公的書類(住民票等)を提出していただく事があります。

(8) 人材開発支援助成金申請について

平成30年10月1日以降開始される技能実習から「計画届」提出が不要となりました。

- ・ 支給申請書の提出

技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2ヶ月以内に、必要書類一式を都道府県労働局またはハローワーク(公共職業安定所)に提出して下さい。

詳しくは、厚生労働省のホームページ「人材開発支援助成金」をご覧ください。
ご不明な点は、提出先(都道府県労働局・ハローワーク)にお問い合わせ下さい。

(9) 問合せ先:上記(8)以外に関するお問い合わせは下記のとおりです。

一般社団法人 日本橋梁建設協会 事務局 登録基幹技能者担当まで

〒 105-0003 東京都港区西新橋1-6-11

TEL 03-3507-5225

FAX 03-3507-5235

(10) その他

- ① 講習修了証の有効期限

「登録橋梁基幹技能者講習修了証」の有効期限は、交付日より5年間です。

- ② 資格更新手続きについて

「登録基幹技能者」は5年毎に再教育を受ける更新制度となっており、「橋梁」は「資格更新テキスト」等送付による通信教育にて、更新する方法としております。
資格更新手続きの受付は、有効期限の1年前より有効期限までです。
詳しくは、当協会ホームページ『登録橋梁基幹技能講習のご案内』の「資格更新案内・申込要領」をご覧ください。

受講申込書類の確認

※当協会HPからの「一次申込」にて、「受講可」の連絡受領者のみ「二次申込」可能です。

- ① 登録橋梁基幹技能者認定講習 申込書(別紙1) 写真・受講手数料振込領収書写貼付
- ② 実務経験証明書(別紙2)
- ③ 技能講習修了証の写し:4種類
- ④ 写真(別紙1に貼付:1枚の他にバラ2枚)
- ⑤ 返信用封筒(レターバックライト)2枚 ⇒ 返送先が異なる場合は、その数×2枚必要。
(複数人数でも返送先が同じ場合は、2枚)

注)①～④は複数の場合でも、人数分纏めて、送付願います。

プライバシーポリシー

1. 法令の遵守

(一社)日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護に関する関係法令等を遵守します。

2. 利用目的

(一社)日本橋梁建設協会が登録橋梁基幹技能者の個人情報を取得する利用目的は次の通りです。ここに定めない目的で取得する場合は、橋梁基幹技能者の個人情報を取得する時に、あらかじめ利用目的を明示して行います。

- ① 登録橋梁基幹技能者に鋼橋に関連した情報提供をするため
- ② 登録橋梁基幹技能者の修了証発行等のため
- ③ 資格制度を整備するデータベースのため(ホームページ等で氏名・資格番号・勤務先を公表します)
- ④ 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため

3. 適正な取得

(一社)日本橋梁建設協会は、登録橋梁基幹技能者の個人情報を、偽りその他不正の手段で取得することはいたしません。

4. 第三者への提供

(一社)日本橋梁建設協会は、次の場合を除き個人情報を第三者に提供することは致しません。

- ① 登録橋梁基幹技能者より、あらかじめ同意を得ている会社に提供する場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があつて、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、登録橋梁基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5. 開示・訂正・削除

(一社)日本橋梁建設協会は個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めます。また、登録橋梁基幹技能者から両団体が保有している個人情報の開示を求められたときは所定の手続きに基づき速やかに開示します。その結果、万一誤った情報があれば速やかに訂正または削除致します。

6. 安全管理

(一社)日本橋梁建設協会は、取扱う個人情報の漏洩、滅失またはき損の防止、その他の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。

7. 個人情報管理者の指導・監督

(一社)日本橋梁建設協会は、個人情報を担当者に取扱わせるにあたっては、個人情報の安全管理が図られるように継続的に指導するとともに、適切な監督を行います。

8. 委託先の監督

(一社)日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する適切な監督を行います。

9. 苦情対応

(一社)日本橋梁建設協会は、個人情報の取扱いに対する苦情について、適切かつ迅速な対応を致します。

取扱いに関する窓口：(一社)日本橋梁建設協会 電話 03-3507-5225